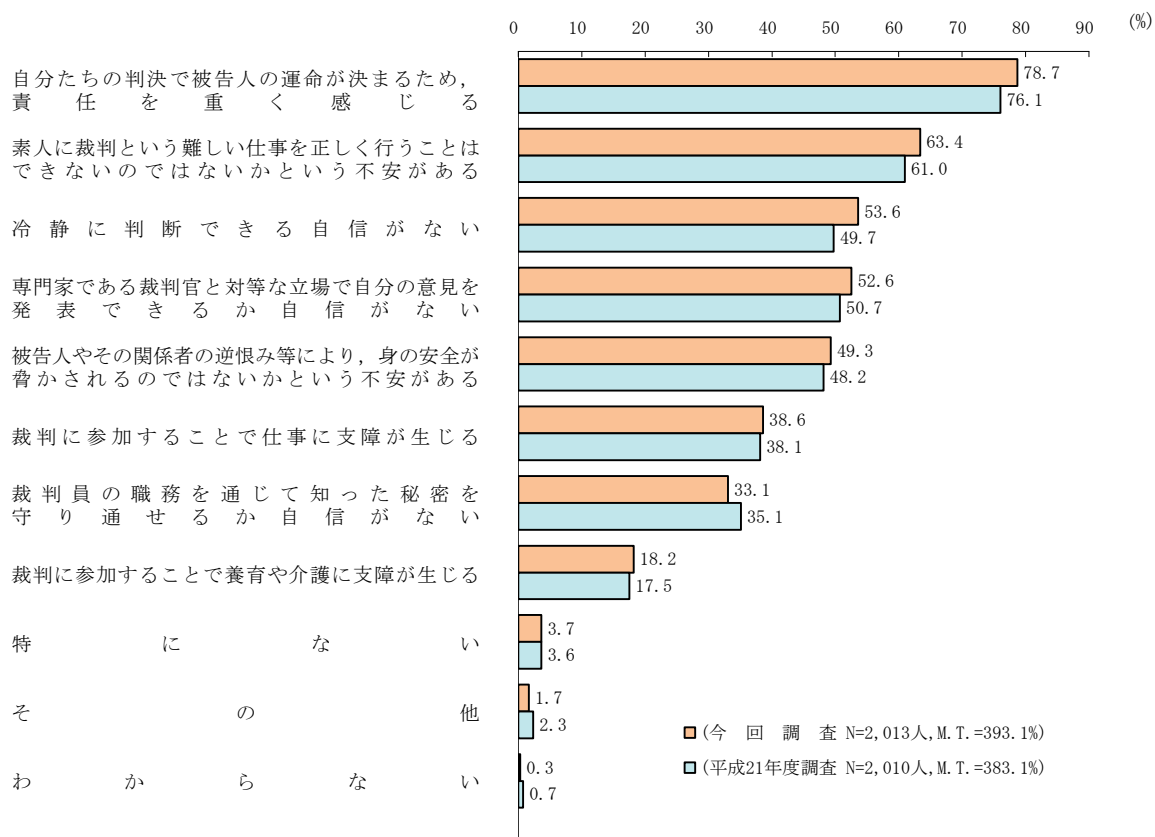


9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q9 [回答票9] あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべてお聞かせください。

(M. A.)



刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が78.7%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある」(63.4%)、「冷静に判断できる自信がない」(53.6%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(52.6%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある」(49.3%)などとなっている。平成21年度調査と比べて、大きな変化はみられない。

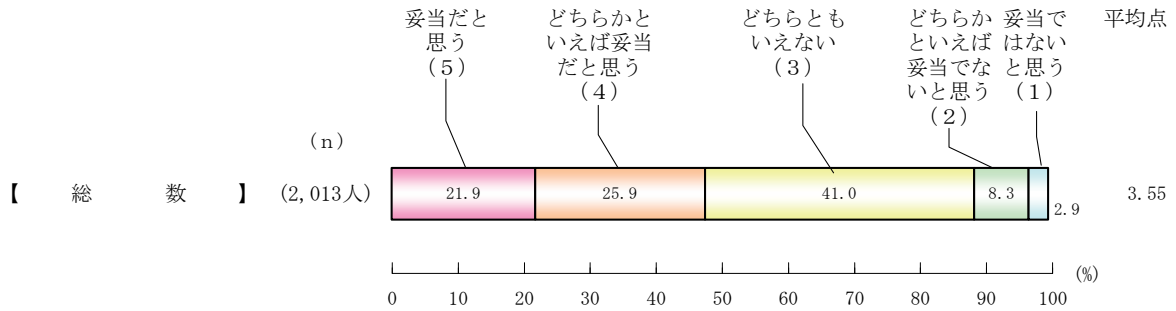
	該当数（n）	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事をするという不安がある	素人に裁判という難しい仕事をするという不安がある	専門家の意見を発表できるか自信がない	冷静に判断できる自信がない	いか、身やその関係者の逆恨み等による不安がある	被告人やその関係者の逆恨み等による不安がある	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特にな	その他	わからない	回答計
F 1 【性】															
男性	979	72.2	57.5	44.5	46.4	44.8	35.1	46.5	13.0	5.0	1.0	0.2	366.3		
女性	1034	84.8	69.0	60.2	60.4	53.5	31.1	31.1	23.2	2.4	2.3	0.4	418.5		
F 2 【年齢】															
20～29歳	257	80.9	53.3	49.8	50.2	49.8	26.8	38.1	13.6	3.5	-	-	366.1		
30～39歳	367	79.8	59.1	49.6	51.5	52.6	34.3	48.5	23.4	2.2	0.5	0.3	401.9		
40～49歳	319	78.1	58.9	45.8	44.2	51.1	36.4	54.5	21.3	3.1	0.6	-	394.0		
50～59歳	320	84.4	68.4	55.6	58.1	51.9	39.4	51.6	19.4	2.5	-	-	431.3		
60～69歳	358	77.1	67.6	58.7	58.1	43.9	36.3	29.1	20.9	3.9	3.1	-	398.6		
70歳以上	392	73.5	69.6	54.6	57.7	47.2	25.3	14.8	10.5	6.4	4.8	1.3	365.6		
F 3 【職業】															
お勤め	683	76.7	57.0	44.1	45.4	47.6	35.0	57.7	13.8	3.2	0.3	-	380.7		
自営・自由業	265	76.6	61.1	48.3	56.6	47.9	34.7	63.0	21.1	3.0	0.8	0.4	413.6		
パート・アルバイト	212	83.5	67.9	62.3	60.4	50.9	35.8	44.8	25.5	3.3	-	-	434.4		
専業主婦・専業主夫	445	85.6	70.3	64.3	63.4	52.1	31.7	15.3	25.6	2.5	1.8	0.4	413.0		
学生	49	81.6	65.3	59.2	59.2	49.0	22.4	28.6	10.2	2.0	-	-	377.6		
無職	349	72.5	65.3	50.1	50.1	49.0	29.5	10.3	11.5	7.2	6.3	0.9	352.7		
その他	10	60.0	80.0	70.0	50.0	50.0	40.0	30.0	40.0	-	-	-	420.0		

男女別にみると、上位5項目はいずれも女性で高く、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は男性で高い。年齢別にみると、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は30代から50代で高くなっている。

10 裁判員裁判の傾向について（執行猶予付判決における保護観察の割合）

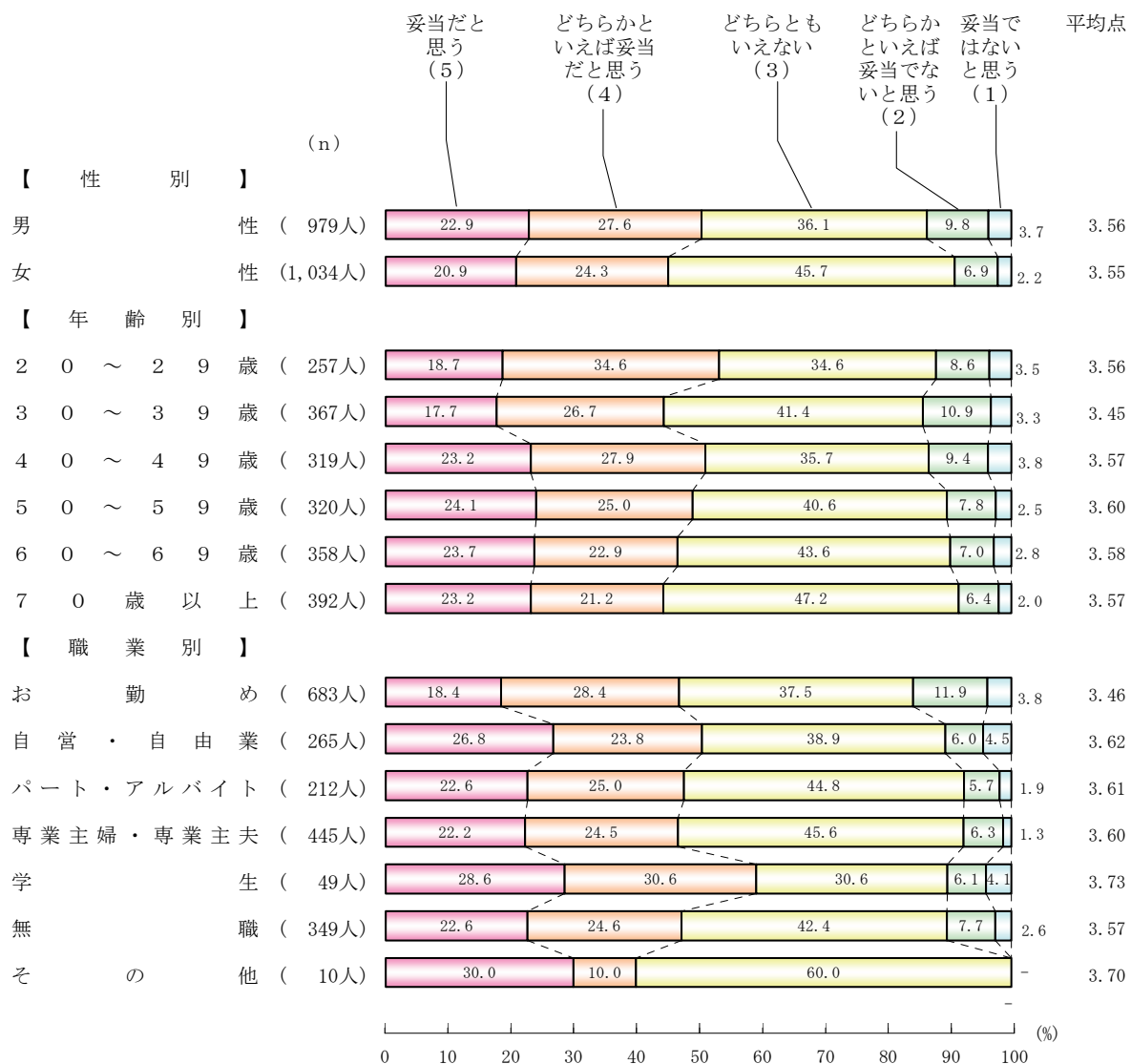
【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では36.6%であるのに対し、裁判員裁判では56.6%となっています。

Q10【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



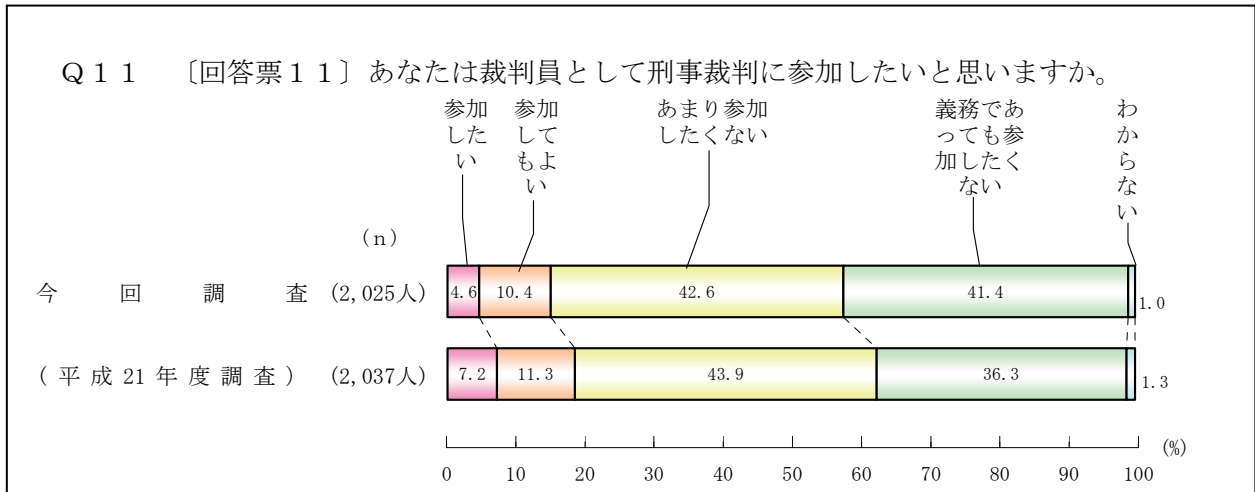
裁判員裁判で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より多くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は47.8%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は11.2%である。

(注) 裁判官のみの裁判 36.6% = 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの判決宣告分の数値
 裁判員裁判 56.6% = 裁判員法施行から平成22年10月31日までの判決宣告分の数値

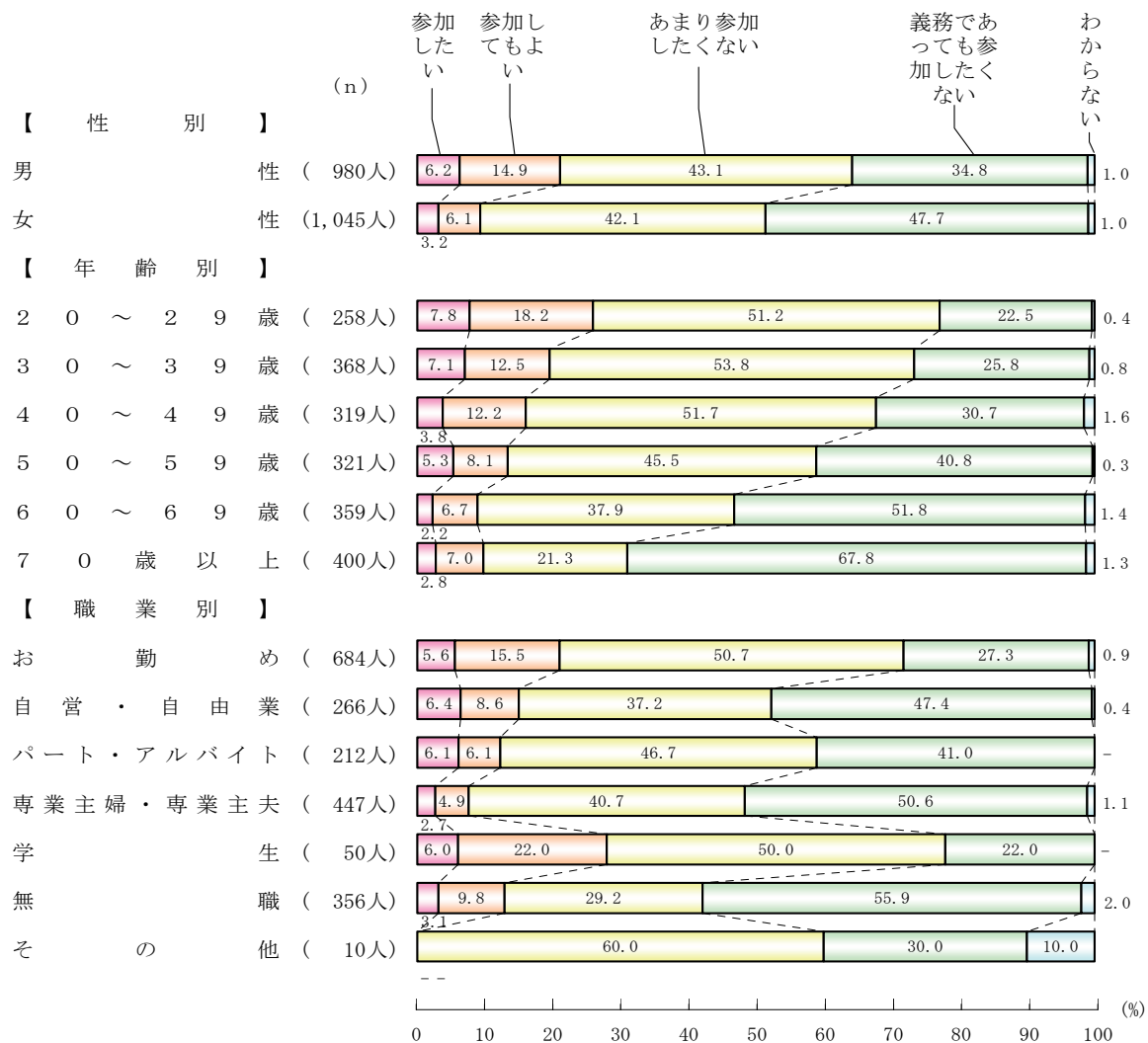


裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）と答えた者の割合は、男女別にみると、男性で高くなっている。

1 1 裁判員として刑事裁判に参加したいか



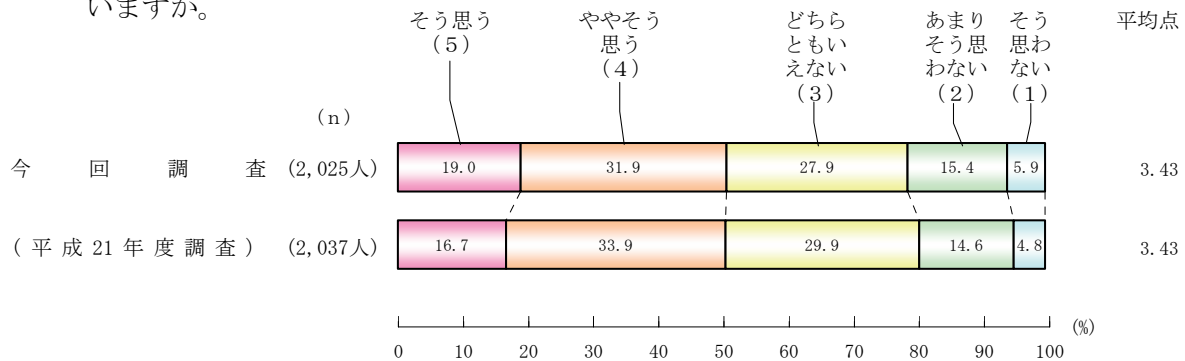
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が 4.6%、「参加してもよい」が 10.4%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が 42.6%、「義務であっても参加したくない」が 41.4%である。平成 21 年度調査と比べて、「義務であっても参加したくない」が 5.1%増えている。



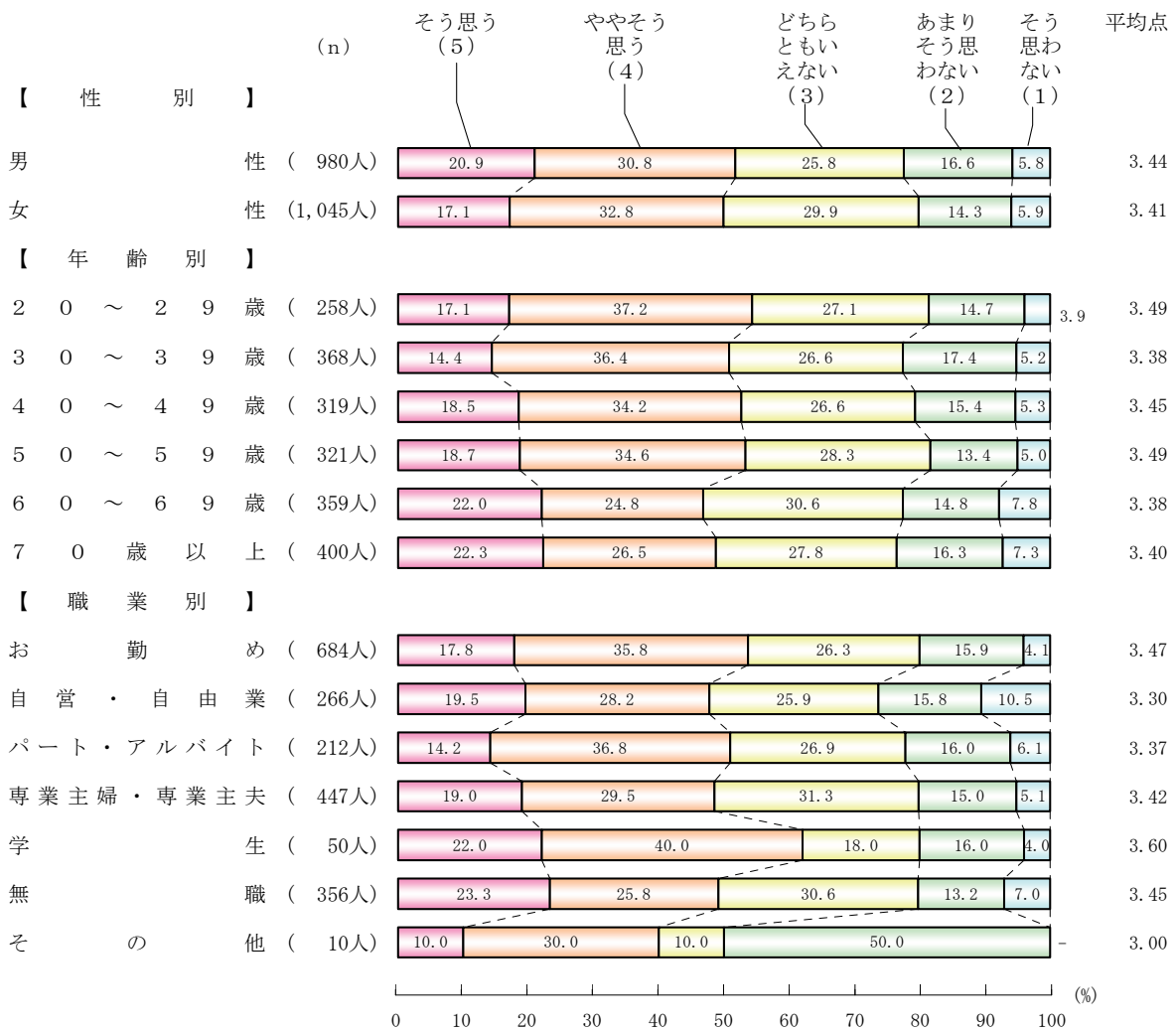
「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」は若年層で高く、「義務であっても参加したくない」は 60 代以上で高くなっている。

1 2 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 2 「回答票 1 2」 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

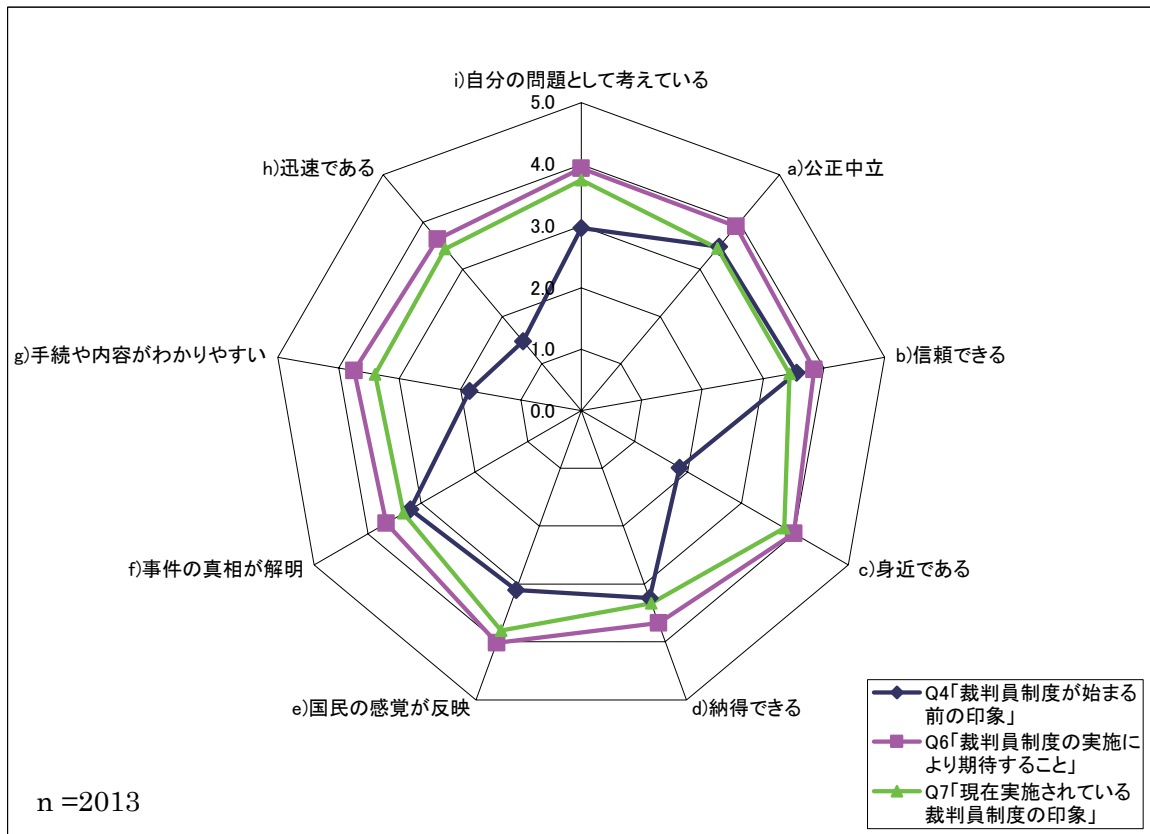


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 50.9%，『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 21.3%である。平成 21 年度調査と比べて、大きな変化はみられない。



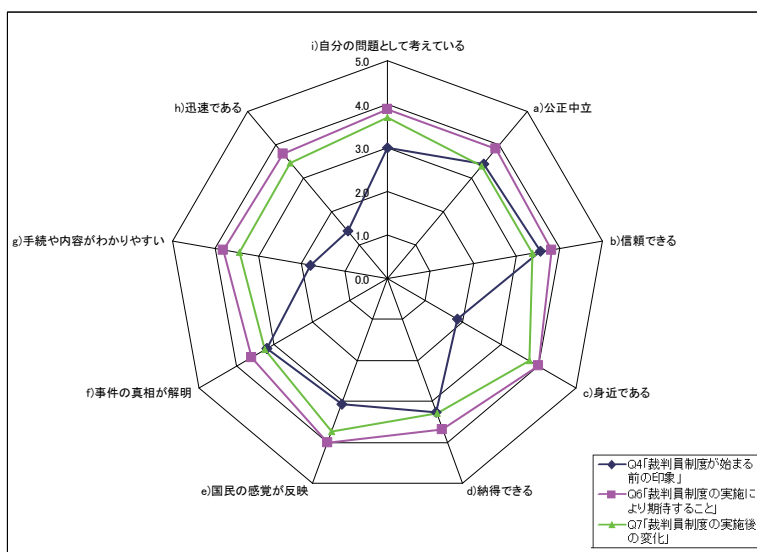
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別・年齢別にみても目立った差はみられない。

1.3 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



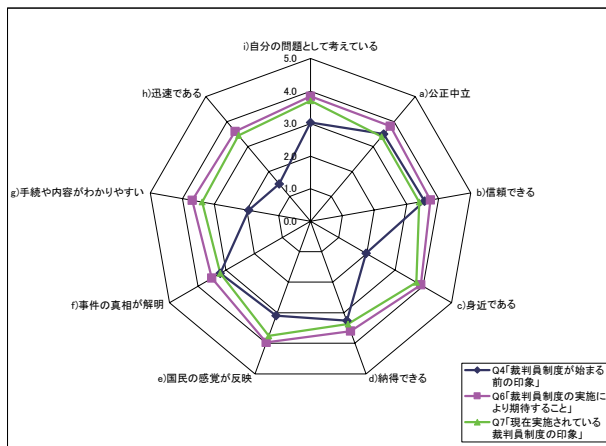
Q 4 :「裁判員制度が始まる前の印象」、Q 6 :「裁判員制度の実施により期待すること」、Q 7 :「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」はQ 4 よりもQ 6 ・Q 7 の点数が大きいことが目立つ。また「自分の問題として考えている」と「国民の感覚が反映」もQ 4 よりもQ 7 の得点が高い。

(平成 21 年度調査結果)

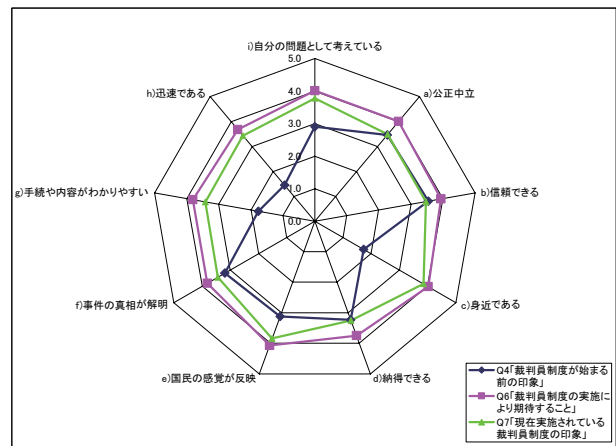


裁判員制度開始前・実施への期待・実施後の変化の各問について、9項目それぞれの点数を平成 21 年度調査と比べると、いずれの項目の点数もほとんど変化はみられない。

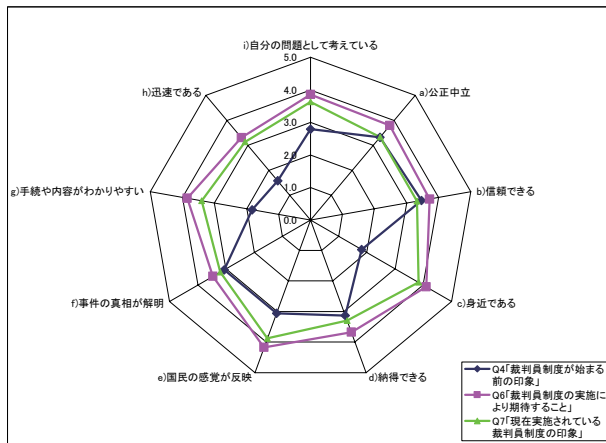
男性



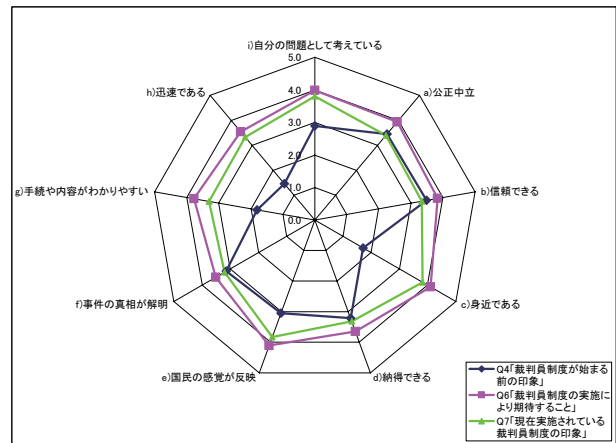
女性



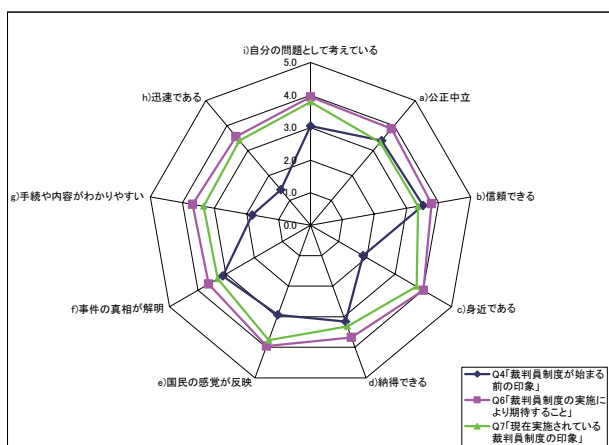
20代



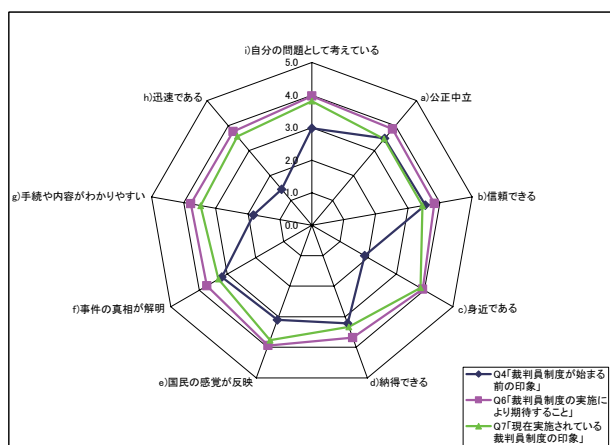
30代



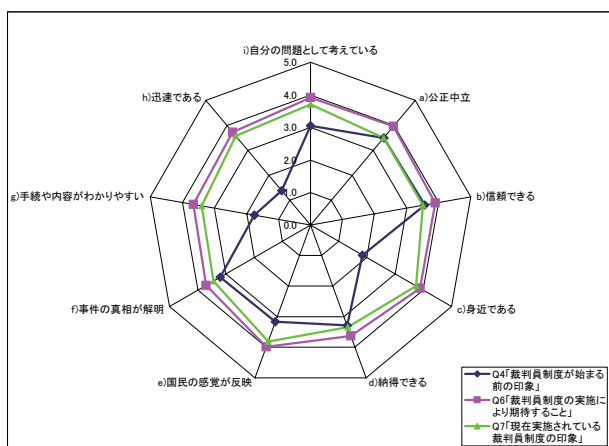
40代



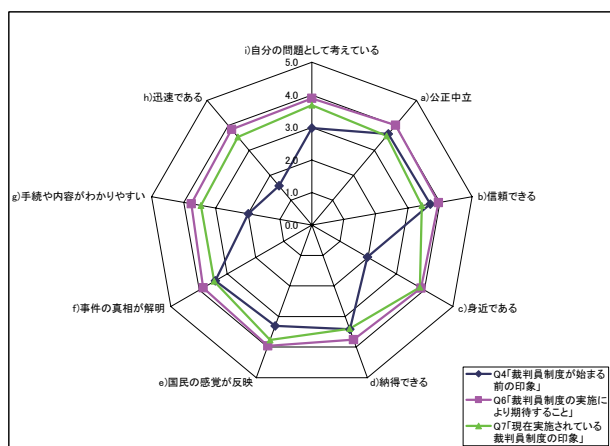
50代



60代



70歳以上



性別・年齢別にみた場合も、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」はQ4よりもQ6・Q7の点数が目立って高く、「自分の問題として考えている」と「国民の感覚が反映」はQ4よりもQ7の得点が高い。